

## 漂白デンプンの取り扱いについて

### 1. 酸化デンプンとの区別

酸化デンプンと漂白デンプンには、どちらも次亜塩素酸ナトリウムにより処理したものがあがるが、以下のような違いがある。

#### ・酸化デンプン

デンプンにカルボキシ基を導入することにより、デンプンの性質を変化させたものである。漂白デンプンに比べ、より高度な次亜塩素酸ナトリウム処理を行う。

#### ・漂白デンプン

デンプンに対し化学的修飾を行うことなく、他の色素成分を酸化等することにより、デンプンの色調を調整したもの。

漂白デンプンの製造は通常の食品加工とみなされるため、今後も漂白デンプンについては食品添加物としては取り扱わない。よってその場合、漂白デンプンと酸化デンプンの区別が必要になる。

JECFA 等においては、漂白デンプンの規格として、「カルボニル基 0.1%以下」が設定されているため、食品安全委員会への評価依頼の際に提出している成分規格案では、これらの加工デンプンの区別を明確にするため、酸化デンプンのカルボキシ基の規格として、0.1%の下限値を設けていた。しかしながら、カルボキシ基が0.1%以下の製品であっても、デンプンの性質が変化しているものがあり、このような製品は欧米において、酸化デンプンとして取り扱われている。したがって、この点を踏まえると、酸化デンプンと漂白デンプンの違いを単にカルボキシ基のみで判断するのは好ましくないため、本成分規格案では、酸化デンプンのカルボキシ基の規格として、0.1%の下限値を設けなかった。

酸化デンプンと漂白デンプンの違いはあくまで上記のような処理の違いによらざるを得ない。ただし、JECFA 等の規格に準じ、少なくともカルボニル基（カルボキシ基）が0.1%を超えるものについては、デンプンの性質を変化させるほどの化学的処理が行われていると判断し、漂白デンプンとしては取り扱わず、酸化デンプンとして取り扱うこととする。

### 2. 漂白デンプンの処理剤について

JECFA 及び FCC では、漂白デンプンの処理剤として、我が国で食品添加物として指定されている、次亜塩素酸ナトリウムや亜硫酸塩類のほか、食品添加物としては指定されていない過マンガン酸カリウムや過酢酸などが挙げられている。これらの未指定の添加物を用いて、デンプンを処理することや指定添加物であっても定められた使用基準を超えて処理することは食品衛生法上認められない。

## 加工デンプンの表示について

### 1. 背景

- これまで食品として取り扱われてきた加工デンプンを添加物として指定することになり、食品の表示の方法も変わることから、添加物部会において報告するものである。

### 2. 加工デンプンの表示について

- 今回指定を検討している加工デンプン 11 品目は、わが国ではこれまで食品として取り扱われてきたことから、食品の原材料表示として「加工でんぷん」、「加工でん粉」、「加工澱粉」、「加工デンプン」、「でんぷん」、「でん粉」、「澱粉」、「デンプン」と表示されている。
- 今後、これらの加工デンプン 11 品目を食品添加物として指定した場合には、それらを表示する際は、食品としての原材料表示ではなく、食品添加物として物質名による表示が必要となるが、以下について留意する必要がある。
  - **物質名**：今回指定する 11 品目の加工デンプンの物質名は以下のとおりとする。原則として、この物質名をもって食品添加物を表示することとなる。
    - ・ アセチル化アジピン酸架橋デンプン
    - ・ アセチル化リン酸化架橋デンプン
    - ・ アセチル化酸化デンプン
    - ・ オクテニルコハク酸デンプンナトリウム
    - ・ 酢酸デンプン
    - ・ 酸化デンプン
    - ・ ヒドロキシプロピルデンプン
    - ・ ヒドロキシプロピルリン酸架橋デンプン
    - ・ リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン
    - ・ リン酸化デンプン
    - ・ リン酸架橋デンプン

- **簡略名**：これまで食品として「加工でんぷん」等と表記されてきた経緯から、物質名に代わり「加工でん粉」、「加工でんぷん」、「加工デンプン」、「加工澱粉」と簡略名での表示を可能とすることが適当。

**例 アセチル化酸化デンプンを使用した場合**

原材料名 ○○、○○、アセチル化酸化デンプン、○○  
→○○、○○、加工デンプン、○○

この他、オクテニルコハク酸デンプンナトリウムは、オクテニルコハク酸デンプンNaとの簡略名の表示も可能とする予定。

また、デンプングリコール酸ナトリウム（食品添加物として指定済）についても「加工デンプン」の簡略名を認める予定。なお、デンプンリン酸エステルナトリウムについては、指定削除を検討することとしている。

- また、加工デンプンの用途としては、増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料、乳化剤が考えられるが、乳化剤として使用した場合と、それ以外の用途で使用した場合では記載方法が異なる。

- ◇ **用途名**：増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料の用途で使用した場合は、用途名併記が必要。

**例 増粘剤としてリン酸化デンプンを使用した場合**

「原材料名 ○○、○○、増粘剤（リン酸化デンプン）、○○」  
もしくは「原材料名 ○○、○○、増粘剤（加工デンプン）、○○」

- ◇ **一括名**：乳化剤の用途で使用した場合は、「乳化剤」という一括名での表記も可能。

**例 乳化剤としてヒドロキシプロピルデンプンを使用した場合**

「原材料名 ○○、○○、ヒドロキシプロピルデンプン、○○」  
もしくは「原材料名 ○○、○○、乳化剤、○○」

- 一方、今回、食品添加物の扱いとならない物理的又は酵素的に処理を加えたデンプンについては、従来どおり食品として取り扱われ、「加工」の文字を付記しない「でん粉」、「でんぷん」、「澱粉」、「デンプン」等と表示される。
- したがって、今回食品添加物として指定される予定の化学的に加工を加えた

加工デンプンと、従来どおり食品として取り扱われる物理的又は酵素的に処理を加えたデンプンを同時に使用することも考えられるが、この場合、食品としての表示と食品添加物としての表示をどちらも記載することが必要となる。

例 酵素により処理したデンプンを食品の原材料として使用し、かつ今回、食品添加物として指定を検討している酢酸デンプンを安定剤として使用した場合

「原材料名 ○○、○○、でん粉、安定剤（酢酸デンプン）、○○」もしくは

「原材料名 ○○、○○、でん粉、安定剤（加工デンプン）、○○」

### 3. その他

平成元年及び平成8年の添加物表示の全面的な見直しの際には、「公布日より1年6ヶ月後までに製造、加工、輸入される食品や添加物の表示は、なお従前の例によることができること」としている。今回の表示の変更のための経過措置については、いままでの見直しの際の経過措置を十分に参考にした上で検討する。